

■点検項目 17 関係（雇用安定措置に関する希望聴取）

派遣元事業主は、雇用安定措置を講ずるに当たっては、対象となる特定有期雇用派遣労働者等が希望する措置の内容を聴取し、その日時及び内容を派遣元管理台帳に記録し、3年間保存しなければなりません（派遣法 30・派遣則 25 の 2③、派遣法 37①・派遣則 31（10））。

希望の聴取に当たっては、早期に希望する雇用安定措置の内容について聴取を行い、十分な時間的余裕をもって当該雇用安定措置に着手することが必要です。この聴取は当該事業所で想定される具体的な措置の内容を説明した上で行いますが、いずれの措置を希望するかは派遣労働者の意思に委ねられるものであるため、特定の措置を希望するよう示唆することは適当ではありません。また、希望する措置については、複数を優先順位とともに聴取しておくことが望ましいといえます。